

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

浦安市長

公表日

令和5年11月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	浦安市子ども医療費の助成に関する条例等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を用いて以下の事務を取り扱う。 1 各種届出の受理 2 受給資格の審査(住民基本台帳、所得情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給及び重度障害者の医療費の支給に関する情報に基づく) 3 浦安市子ども医療費の支給 4 浦安市子ども医療費助成受給券の交付 5 浦安市子ども医療費助成受給券の再交付 6 浦安市子ども医療費助成受給券の返納 7 子育てワンストップサービス ①マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 ②マイナポータルを通じて発信できる情報をお知らせ機能により通知する。
③システムの名称	①子ども医療費助成システム ②番号管理連携システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバGW ⑥中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 子ども医療費助成ファイル (2) 統合連携DBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・浦安市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項 別表第1の4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号 279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市健康こども部こども課 電話番号 047-351-1111
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる
----------	-------------------

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども課長 本田 恭代	こども課長 三代川 潤一	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	浦安市子ども医療費の助成に関する条例等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を用いた以下の事務で取り扱う。 1 各種届出の受理 2 受給資格の審査(住民基本台帳、所得情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給及び重度障害者の医療費の支給に関する情報に基づく) 3 浦安市子ども医療費の支給 4 浦安市子ども医療費の返納 5 浦安市子ども医療費助成受給券の交付 6 浦安市子ども医療費助成受給券の再交付 7 浦安市子ども医療費助成受給券の返還	浦安市子ども医療費の助成に関する条例等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を用いた以下の事務で取り扱う。 1 各種届出の受理 2 受給資格の審査(住民基本台帳、所得情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給及び重度障害者の医療費の支給に関する情報に基づく) 3 浦安市子ども医療費の支給 4 浦安市子ども医療費助成受給券の交付 5 浦安市子ども医療費助成受給券の再交付 6 浦安市子ども医療費助成受給券の返納	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	(1)子ども医療費助成情報ファイル (2)番号管理連携ファイル (3)統合連携DBファイル	(1)子ども医療費助成情報ファイル (2)統合連携DBファイル	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども部こども課	健康こども部こども課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども課長 三代川 潤一	こども課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先”	総務課	法務文書課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	こども部こども課	健康こども部こども課	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更のため
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	番号利用法の改正のため
令和3年10月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	評価再実施に伴う変更
令和3年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和3年10月1日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価再実施に伴う変更
令和3年10月1日	IVリスク対策	基礎項目評価及び重点項目評価	基礎項目評価	事後	評価再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	浦安市子ども医療費の助成に関する条例等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を用いる事務で取り扱う。 1 各種届出の受理 2 受給資格の審査(住民基本台帳、所得情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給及び重度障害者の医療費の支給に関する情報に基づく) 3 浦安市子ども医療費の支給 4 浦安市子ども医療費助成受給券の交付 5 浦安市子ども医療費助成受給券の再交付 6 浦安市子ども医療費助成受給券の返納	浦安市子ども医療費の助成に関する条例等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 各種届出の受理 2 受給資格の審査(住民基本台帳、所得情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給及び重度障害者の医療費の支給に関する情報に基づく) 3 浦安市子ども医療費の支給 4 浦安市子ども医療費助成受給券の交付 5 浦安市子ども医療費助成受給券の再交付 6 浦安市子ども医療費助成受給券の返納 7 子育てワンストップサービス ①マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 ②マイナポータルを通じて発信できる情報をお知らせ機能により通知する。	事後	評価再実施に伴う変更
令和5年11月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和5年11月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	評価再実施に伴う変更